

○ 事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 10. 特定金融会社関係

改正後	現 行
<p>10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書</p> <p>(1) 法第5条第2項の規定に基づく登録の通知と同時に、法第10条の規定に基づき、管轄財務局長は、その登録に係る特定金融会社等に対し、貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績について、<u>4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期間</u>（以下この項において「<u>半期</u>」という。）ごとに、当該<u>半期</u>末日の属する日の翌月の末日までに、別紙様式3により作成した報告書の提出を求める旨の報告徴収を行うものとする。</p> <p>(2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書（写）を監督局長あて送付するものとする。</p>	<p>10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書</p> <p>(1) 法第5条第2項の規定に基づく登録の通知と同時に、法第10条の規定に基づき、管轄財務局長は、その登録に係る特定金融会社等に対し、貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績について、<u>1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各期間</u>（以下この項において「<u>四半期</u>」という。）ごとに、当該<u>四半期</u>末日の属する日の翌月の末日までに、別紙様式3により作成した報告書の提出を求める旨の報告徴収を行うものとする。</p> <p>(2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書（写）を監督局長あて送付するものとする。</p>

○ 事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 10. 特定金融会社関係

改正後	現 行																																																																																																																										
別紙様式3（ひな型） （日本工業規格A4） 貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績報告書 （ 年 月 日 ～ 年 月 日） 年 月 日提出 登録番号 財務（支）局長 第 号 （郵便番号 ） 住所 電話番号（ ） - 商号又は名称 代表者の氏名 印	別紙様式3（ひな型） （日本工業規格A4） 貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績報告書 （ 年 月 日 ～ 年 月 日） 年 月 日提出 登録番号 財務（支）局長 第 号 （郵便番号 ） 住所 電話番号（ ） - 商号又は名称 代表者の氏名 印																																																																																																																										
1. 受入れの状況 （単位：億円）	1. 受入れの状況 （単位：億円）																																																																																																																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受入れの方法</th> <th colspan="6">受 入 額</th> <th rowspan="2">当半期計</th> <th rowspan="2">当半期末現 在の受入額 累計</th> <th rowspan="2">当半期 未発行 残高</th> </tr> <tr> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>社債による受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>CPIによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第1号による受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第2号イによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第2号ロによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	受入れの方法	受 入 額						当半期計	当半期末現 在の受入額 累計	当半期 未発行 残高	月	月	月	月	月	月	社債による受入れ									CPIによる受入れ									規則第2条第1号による受入れ									規則第2条第2号イによる受入れ									規則第2条第2号ロによる受入れ									合 計									<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受入れの方法</th> <th colspan="3">受 入 額</th> <th rowspan="2">当四半期計</th> <th rowspan="2">当四半期末現在 の受入額累計</th> <th rowspan="2">当四半期 未発行残 高</th> </tr> <tr> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>社債による受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>CPIによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第1号による受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第2号イによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>規則第2条第2号ロによる受入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	受入れの方法	受 入 額			当四半期計	当四半期末現在 の受入額累計	当四半期 未発行残 高	月	月	月	社債による受入れ							CPIによる受入れ							規則第2条第1号による受入れ							規則第2条第2号イによる受入れ							規則第2条第2号ロによる受入れ							合 計						
受入れの方法		受 入 額									当半期計	当半期末現 在の受入額 累計	当半期 未発行 残高																																																																																																														
	月	月	月	月	月	月																																																																																																																					
社債による受入れ																																																																																																																											
CPIによる受入れ																																																																																																																											
規則第2条第1号による受入れ																																																																																																																											
規則第2条第2号イによる受入れ																																																																																																																											
規則第2条第2号ロによる受入れ																																																																																																																											
合 計																																																																																																																											
受入れの方法	受 入 額			当四半期計	当四半期末現在 の受入額累計	当四半期 未発行残 高																																																																																																																					
	月	月	月																																																																																																																								
社債による受入れ																																																																																																																											
CPIによる受入れ																																																																																																																											
規則第2条第1号による受入れ																																																																																																																											
規則第2条第2号イによる受入れ																																																																																																																											
規則第2条第2号ロによる受入れ																																																																																																																											
合 計																																																																																																																											
2（略） （記載上の注意） 1～6（略）	2（略） （記載上の注意） 1～6（略）																																																																																																																										